

令和 5 年度 名古屋大学医療安全管理業務監査委員会 監査報告書

名古屋大学医療安全管理業務監査委員会規程第 2 条に基づき、名古屋大学医学部附属病院の医療安全管理に係る体制及び業務の状況等について監査を実施いたしましたので報告いたします。

1 監査方法及び監査項目

(1) 監査方法

令和 5 年度の医療安全管理に係る体制及び業務の状況等について、令和 5 年 6 月 1 日、令和 5 年 12 月 6 日の両日に、病院長及び関係職員からのヒアリング、関係書類の確認により実施。

(2) 監査項目

- ① 医療安全管理の体制について
 - i 医療安全管理の体制について
 - ii 令和 5 年度インシデント報告及び全死亡例報告について
- ② 医療安全管理責任者等の業務状況について
 - i 医療安全管理責任者等の業務状況について
- ③ 患者安全推進部の業務状況について
 - i 業務状況について
 - ii 各部署との連携、会議の実施状況について
 - iii 医療安全に係る各種インジケータについて
 - iv 改善に向けた取り組みについて
- ④ 患者安全推進委員会の業務状況について
 - i 患者安全推進委員会開催実績及び内容等について

2 監査結果

(1) 監査項目ごとの状況

① 医療安全管理の体制について

医療安全管理体制については、病院長の下に医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者が配置されているとともに、患者安全推進部を中心に細分化された体制が引き続き構築されている。

インシデント報告も部署別、職種別等で細かく分類し数値化されており、そのデータの活用についても院内の体制が整理されている。

②医療安全管理責任者等の業務状況について

医療安全管理責任者を中心にした患者安全推進体制が整理されており、院内のインシデント・アクシデントに関する情報が集約され、諸問題の対策・検討も医療安全管理責任者の統括の下、実施されている。

医薬品安全管理責任者の下に薬剤部が未承認の新規医薬品についての審査を行うよう体制整備が行われ、審査が適正に実施されている。

医療機器安全管理責任者の下に医療機器総合管理部が設置され、未承認新規医療機器を用いた医療を提供する際に適正な体制が取られている。

③患者安全推進部の業務状況について

新たに完成した事例調査の結果報告、事例調査委員会開催事例数（レベル A）経年推移、インシデント・アクシデント件数等のデータが患者安全推進部において整理され、改善に向けた取組みが行われている。

各部門にて発生が想定されるインシデントに対する取組みや院内救命に係る質向上への取組みが進められている。

④患者安全推進委員会の業務状況について

患者安全推進委員会開催実績と各委員の出席状況、審議事項が適切に管理されている。

（2）監査結果について

令和 5 年度の医療安全管理に係る体制及び業務の状況等については概ね適正に執行されている。

令和 6 年 6 月 14 日

名古屋大学医療安全管理業務監査委員会

委員	柵	木	充	明
委員	三	島	信	彦
委員	長	谷	川	ふ
委員	松	下	敏	幸
委員	矢	野	昌	浩